

中国運輸局公示第25号

公 示

道路運送法施行規則第55条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請について、別紙のとおり公示する。

なお、公示事案について意見の聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に同規則第57条により意見の聴取の申請書を山口運輸支局経由中国運輸局長あて提出されたい。

令和8年7月21日

中国運輸局長 金子 修久

事 案 の 公 示令和 8 年 7 月 2 1 日
中 国 運 輸 局

事案の種類 : 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請年月日	申請者の氏名又は名称	適用地域	基準料金額	申請の概要
8 - 2	令和8年4月23日	株式会社おおすみ	山口市	1 2 0 円	<変動迎車回送料金> 昼時間帯:6時台から16時台まで 100円 夜時間帯:17時から翌5時台まで 200円
	令和8年4月24日	有限会社嘉川タクシー	山口市	1 0 0 円	
	令和8年5月21日	いさむや第一交通株式会社	山口市	1 4 0 円	